

平成31年〇月〇日

嘉麻市教育委員会 殿

碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会
会 長 末 吉 進 一

答 申 書 (案)

碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会は、平成30年10月16日付30嘉教学第1250号にて嘉麻市教育委員会から「碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画について」の諮問を受け、「建設予定地について」「施設配置について」「空間計画、平面計画について」「その他基本計画の作成に必要な事項について」の4項目について慎重に協議を行いましたので、別添「碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画について（答申）」のとおり答申いたします。

(案)

碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画について（答申）

平成31年〇月

碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会

目 次

1. はじめに	1
2. 協議の内容と結果	2
(1) 計画候補地について	2
(2) 施設配置について	3
(3) 空間計画、平面計画について	4
(4) その他基本計画作成に必要な事項について	6
3. おわりに	7
4. 資料編	8
(1) 諮問文	8
(2) 協議会条例、施行規則	9
(3) 碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の比較について	11
(4) 碓井中学校の現敷地内での改築について	11
(5) 碓井中学校区の移行計画について	12
(6) 碓井中学校区のゾーニング（案）について	12
(7) 碓井中学校区の配置計画（案）について	13
(8) 碓井中学校区の各階平面（案）について	14
(9) 協議会開催経過	15
(10) 先進地視察	15
(11) 協議会委員名簿	15

1. はじめに

碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）は平成30年10月16日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けた。

◎碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画について

- ・計画候補地について
（※協議会において、「建設予定地」を「計画候補地」とした。）
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画作成に必要な事項について

本協議会は、協議委員を学識経験者（教育行政経験者）、保護者の代表（PTA）、公共的団体が推薦する者（行政区長・青少年育成住民会議）及び学校の代表者（校長・教頭・教務主任・事務職員）で組織し、協議の中に碓井中学校区の住民と保護者の意見及び学校としての意見を広く反映できるものとなっている。

協議会では、諮問事項が碓井中学校区の特色ある学校を創造していくにあたって、重要な事項であることを認識し、碓井中学校区における小中一体型校施設整備基本計画を作成するための基本的な事項について、活発に協議を行ってきた。

協議の進め方としては、まず「計画候補地の選定」を行い、「計画候補地内における施設配置の検討」から「校舎の空間計画、平面計画の検討」さらに「その他基本計画に盛り込むべき事項」について協議を進めてきた。

本書は、嘉麻市学校施設整備審議会の答申を尊重するとともに嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）（以下「改訂基本計画」という。）及び嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針（以下「基本方針」という。）に則り、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』及び校区の特色を反映させた施設整備を推進していくため、協議会で議論した結果をまとめたものであり、碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画に本答申が最大限反映されることを期待する。

2. 協議の内容と結果

(1) 計画候補地について

① 協議の内容

平成29年度嘉麻市学校施設整備審議会答申を踏まえ改訂された改訂基本計画において、「施設整備にあたっては、小中学校で共有できる施設についてはできる限り共有し、経済的かつ効率的な施設として整備します。施設整備に係る候補地につきましては、財政負担の軽減及び地域コミュニティへの影響を考慮し、既存学校用地の活用を最優先で検討します。」と示されている。

よって、計画候補地の選定にあたっては、碓井小学校及び碓井中学校の建物配置や通学路の現状把握を行い、それぞれの敷地面積や安全性などの観点から比較検討し、協議を行った。

碓井小学校敷地は、敷地面積、安全性、通学路などを検討し計画候補地としての要件を満たしている。また、美術館などの教育文化施設とも近接しており、更なる教育エリアとしての形成が見込まれる。

一方、碓井中学校敷地は、敷地面積が狭小であること。また、敷地全体が土砂災害警戒区域に指定されており、計画候補地とするには、安全・安心確保のため土砂災害対策工事が必要となり、経済的かつ効率的な施設整備には適さない。

□ 碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の比較について
碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の下記4項目比較を示します。

比較項目	碓井小学校敷地	碓井中学校敷地
敷地面積	約35,000㎡	約27,000㎡ ・職員駐車場の確保が困難 ・200mトラックの運動場確保が困難
安全性	高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	敷地全体「土砂災害警戒区域に指定」 (福岡県 土砂災害ハザードマップ 平成27年1月)
碓井中学校敷地に係る 特定工事概算費用	—	約400,000,000円 ・工事用仮設通路補強費 ・土砂災害対策費（擁壁設置等） ・崖上施工による杭長延長費 ・仮設校舎費
計画候補地としての適正	○	△

② 協議の結果

○碓井中学校区の計画候補地については、敷地面積や安全性などの観点から碓井小学校敷地を計画候補地とする。

(2) 施設配置について

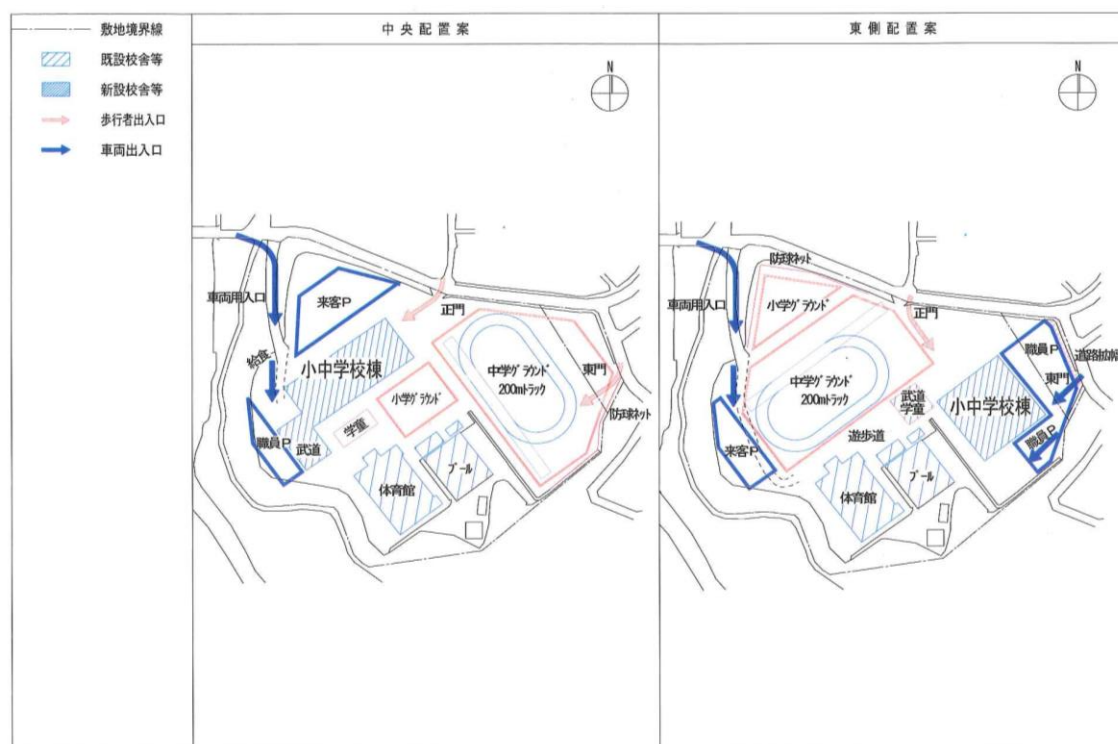
① 協議の内容

施設配置については、校舎側に新校舎を整備する中央配置案と運動場側に新校舎を整備する東側配置案の2案について、新校舎整備による児童の学校生活への影響、工期を含む工事範囲や工事期間中の移行順序などを比較検討し、協議を行った。

中央配置案は、校舎側に新校舎整備となるため、仮設校舎の必要性が生じる。また、工事範囲の対象については、校舎を部分的に解体し、新校舎を整備していくこととなり、児童に対する仮設校舎移転に伴う環境変化による影響や騒音が懸念される。工期については、仮設校舎の整備が加わるため、東側配置案に比べ長期になることが想定される。

東側配置案は、運動場側に新校舎整備となるため、工事期間中及び新運動場完成までの運動場代替地の必要性が生じる。しかし、工事範囲の対象は校舎側と運動場側で分離することが可能であり、児童への心理的な負担も中央配置案に比べて少ないと思われる。工期については、仮設校舎整備の必要性が無いため中央配置案に比べ、短期になることが想定される。

共通事項として既存体育館、プールは経過年数が少なく、著しい老朽化も見られないため、利用できるものについては改修を行い、引き続き利用をしていく。



② 協議の結果

○碓井中学校区の施設配置については、仮設校舎建設による財政面の負担や児童に対する心理的な負担などの観点から東側配置案とする。

ただし、東側配置にする場合は工事期間中、敷地内に運動場の代替地を確保すること。

【附帯意見】

施設配置について、関連事項として次の意見を附帯する。

(ア) 工事期間中の工事時間制限など、児童の安全と教育環境に配慮すること。

(イ) 運動会の駐車場については、学校敷地内でのスペース確保が難しいため、近隣の公共施設の駐車場を借りるなどの対応を行うこと。

(ウ) 駐車場不足が予想されるため、臨機応変に対応できる駐車場の整備を行うこと。

(エ) 野外活動センターの活用を検討すること。

(3) 空間計画、平面計画について

① 協議の内容

空間計画、平面計画についての基本的な考えとして、1階には安全な施設としての管理面から敷地全体が見渡せる位置に職員室、事務室、保健室などの管理諸室を配置。給食搬入車両の寄り付きやすさを考慮し、給食室を配置。運動場や観察園への移動を考慮し、小学校低学年を配置。地域開放の観点から利便性の高い図書館を配置する。

2階には、小学校中学年・高学年を配置し、小・中学校の相互利用頻度が高い特別教室を配置する。

3階には、単位時間の違いなどの配慮から中学校を配置し、中学校の利用頻度が高い特別教室を一部配置する。

普通教室については、学年ユニットによる構成とし、ユニット内において学級学年での様々な活動に対応する配置とする。

空間計画、平面計画についての基本的な考えを踏まえ、校舎の形状として東側配置ではA案（口の字型）、B案（コの字型）の2案が想定される。

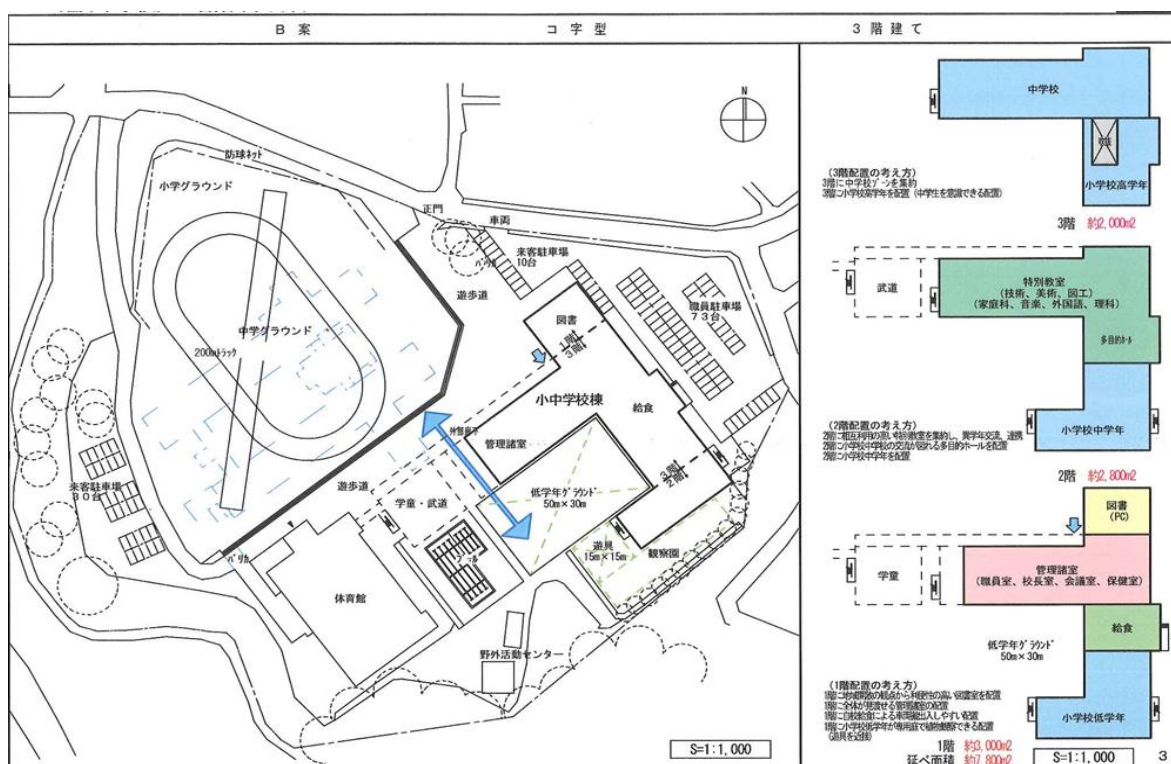
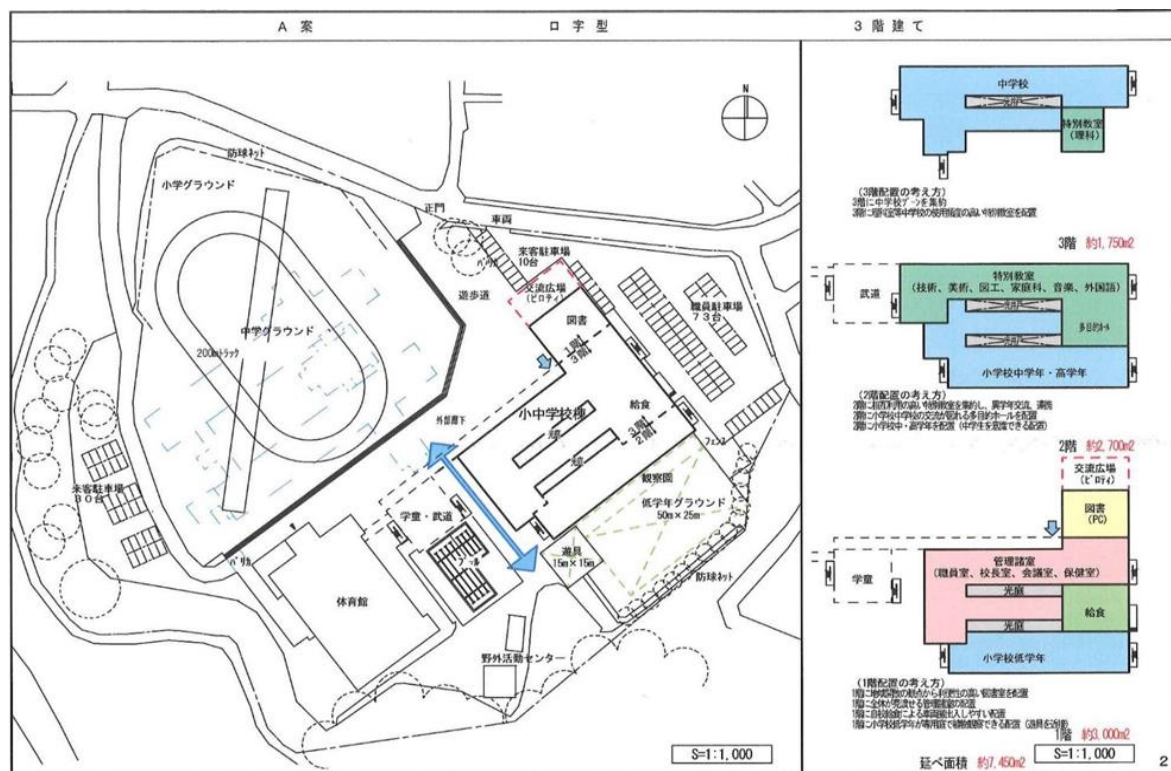
A案（口の字型）では低学年グラウンドや観察園などが校舎南東側への配置となり、B案（コの字型）では、低学年グラウンドが校舎に囲まれる形で中央に配置され、南東側に観察園や遊具の配置となる。

なお、図書館について、生涯学習課から今後市内の公立図書館を現状のまま維持管理していくことは財政的に厳しく、施設の統廃合などにより中学校区内に公立図書館が無くなることが想定されるため、学校に併設してほしいとの提案を受けた。

協議会としては、学校は地域コミュニティの拠点施設であり、これからの学校教育を推進していくためには、学校と地域が共にある必要が高まっていることの重要

性を認識した。よって、公立図書館の併設を検討することとし、想定される不審者対策及び安全対策について協議を行った。

学童保育と武道場については、1階に学童保育、2階に武道場を配置し、校舎と管理区分を分離し、時間外や休日の対応、武道場の学校開放などに対応した施設とする。



② 協議の結果

- 碓井中学校区の空間計画、平面計画は教育委員会に一任とする。ただし、教育委員会と学校で協議を行うこと。
- 図書館については、子どもたちの安全面を最大限に考慮し、利用者と児童生徒の動線が分離可能な施設にすること。

【附帯意見】

空間計画、平面計画について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 校舎形状に関しては、専門家の意見も聞きながら、子どもたちが一番使いやすい、教育効果が上がる形状を検討すること。
- (イ) 図書館を地域開放した場合は、不特定多数の出入りが想定されるため、児童生徒の安全面を最優先すること。
- (ウ) 図書館利用者に配慮した駐車場を配置すること。
- (エ) 不審者対策として、外灯など夜間の防犯対策も検討すること。
- (オ) 不登校の児童生徒の居場所になる様な図書館を検討すること。
- (カ) 公立図書館と学校図書館のそれぞれの要求を最大限満たすこと。
- (キ) 図書館には十分な書架スペースを設置すること。あわせて学習スペースも設けること。

(4) その他基本計画作成に必要な事項について

① 協議の内容

基本方針に定める「基本コンセプト実現に向けた施設整備」を基に、碓井中学校区の特色を考慮し、碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見について協議を行った。

② 協議の結果

- その他基本計画作成に必要な事項について、以下の意見があった。
- 敷地内に一方通行のラインなど車両動線を確保すること。
 - 敷地内に車両に対する分かりやすい表示板、案内板を多く設置すること。
 - 敷地内では車両がスピードを出せないような対策をとること。
 - 敷地内では車両の動線と児童生徒の動線が交わらないようにすること。

【附帯意見】

その他基本計画作成に必要な事項について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 新校舎の整備に向けて、送迎時のルールなど再構築を行うこと。
- (イ) 安全確保のため、通学路の歩道設置などを求めていくこと。
- (ウ) 駐車場の台数が限られているため、送迎台数を減らす検討を行うこと。

3. おわりに

本協議会では、平成30年10月16日から平成31年〇月〇日までの〇回にわたって、碓井中学校区小中一体型校の計画候補地から校舎配置等について財政的、教育的及び地域的な観点から、碓井中学校区の特色を考慮しながら協議を重ねてきた。

協議の経過では、碓井小学校及び碓井中学校の現状から計画候補地の選定を進め、歩車動線や児童への影響を考慮し、計画候補地内での施設配置の検討を行った。また、一体型校舎の先進事例として、飯塚市立小中一貫校潁田校を現地視察し、小中一体型の校舎や教育について知識を深めた。その後、校舎内のゾーニングについて検討を行い、今後の碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見についても協議を行った。

協議の結果として、碓井小学校敷地を計画候補地とし、碓井小学校の運動場に新校舎を整備する東側配置案となり、空間計画、平面計画については、本協議会での意見を基に教育委員会と学校で協議しながら進めることとし、今後の碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画策定にあたり、一定の方向性を示すこととなった。

碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画の策定にあたっては、本答申の内容が最大限尊重され、本市の目指す子ども像にある「嘉麻市に愛着と誇りを持ち、人とつながり、共に学び合い、支え合いながら未来の社会を生き抜く力を持てる子ども」を育成するための学校教育環境整備の実現に向けて、市民の理解と協力を得ながら、鋭意取組を進められることを望む。

最後に、学校は子どもたちにとって教育の場であり、生活の場でもあると同時に、地域の拠点施設でもあるということを重視していただき、子どもたちの教育環境の充実が、嘉麻市を担っていく子どもたちの成長の礎となることを切に願い答申とする。

4. 資料編

(1) 諮問文

30嘉教学第1250号

平成30年10月16日

碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会
会 長 殿

嘉麻市教育委員会

碓井中学校区小中一体型校施設整備基本計画について(諮問)

昨今の社会経済情勢は、少子高齢化、情報化、家族のあり方などが大きく変化し、地方教育行政を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。

本市の教育環境におきましても、人口減少に比例して児童・生徒数が減少するなか、自ら学び、自ら考える新たな教育に対応した教育環境の改善・充実に向けた早急な対応が求められております。

また、嘉麻市の財政状況は年々厳しさを増しておりますが、施設の老朽化対策及び安全安心な教育環境を確保するためには、施設整備は避けては通れぬ重要事項であり、経済的で効率的な施設整備が求められております。

そのような状況の下、嘉麻市教育委員会では嘉麻市学校施設整備審議会の答申に基づき、平成30年6月に嘉麻市学校施設整備基本計画を改訂し、今後は『小中施設一体型校舎』として学校施設の整備を推進していくことを決定いたしました。さらに、平成30年10月には、施設整備の基本要件を整理した、「嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定したところです。

本協議会におかれましては、基本方針に基づき、碓井中学校区の特色を反映させた施設整備を推進していくために、学校・家庭・地域における現状や課題をはじめ、地域住民の意向にも配慮しながら、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』という基本コンセプトの実現に向け、下記事項についてご協議いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・建設予定地について
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画作成に必要な事項について

(2)協議会条例、施行規則

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市小中一体型校の施設整備（以下「施設整備」という。）に関し、嘉麻市学校施設整備基本計画を踏まえ、地域の特性を活かした施設整備に必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び協議区域)

第2条 協議会の名称及び協議区域は、次のとおりとする。

名称	協議区域
碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会	碓井中学校区
稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築中学校区
稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築東中学校区

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 施設整備の基本的な考え方に基づく、協議区域の施設整備に関する事項
- (2) その他施設整備に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 保護者の代表者 4人以内
- (3) 学校の代表者 4人以内
- (4) 公共的団体が推薦する者 3人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例（平成30年嘉麻市条例第34号）第8条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所、及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の比較について

- 碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の比較について
碓井小学校敷地と碓井中学校敷地の下記4項目比較を示します。

比較項目	碓井小学校敷地	碓井中学校敷地
敷地面積	約35,000㎡	約27,000㎡ ・職員駐車場の確保が困難 ・200mトラックの運動場確保が困難
安全性	高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	敷地全体「土砂災害警戒区域に指定」 (福岡県 土砂災害ハザードマップ 平成27年1月)
碓井中学校敷地に係る特定工事概算費用	—	約400,000,000円 ・工事用仮設通路補強費 ・土砂災害対策費(擁壁設置等) ・崖上施工による杭延長費 ・仮設校舎費
計画候補地としての適正	○	△

(4) 碓井中学校区の現敷地内での改築について

	中央配置案	東側配置案
新校舎の配置	・現校舎敷地に建設	・現運動場敷地に建設
学校周辺地域への影響	○ ・周辺地域への影響は少ない ・電波障害等に配慮する	△ ・東側住宅地側に新校舎近接(約20m離隔)プライバシーの確保 ・日影影響、電波障害等に配慮する
幹線道路との接続	△ ・来校者、送迎者は北側車両用入口より接続 ・災害時車両は、中学グランドと来客Pに分離配置	○ ・来校者、送迎者は北側車両用入口より接続 ・災害時車両は、小学中学グランドと来客Pに集約配置
既存体育館と新校舎との距離	○ ・新校舎と既存体育館は近接 約30m	△ ・新校舎より既存体育館へ約80m
歩車分離動線	○ ・歩車動線は分離	○ ・歩車動線は分離
職員駐車場の位置と駐車台数	△ ・校舎の近くに配置、利便性高い 職員P 30台 (不足 約40台)	○ ・校舎の近くに配置、利便性高い 職員P 76台
来客駐車場の位置と駐車台数	○ ・校舎の近くに配置、利便性高い 来客P 40台	△ ・校舎から約100m離隔している、来客P 30台
中学グランドの広さ、配置	○ ・200mトラック、野球練習程度広さ確保 ・グランド向き(南北長手)	△ ・200mトラック、野球練習程度広さ確保 ・来客Pの面積によっては面積減の可能性 ・グランド向き(東西長手)
小学グランドの広さ、配置(第二グランド)	○ ・30m×40m程度 やや狭い ・中学グランドと分離配置	○ ・三角形30m×50m程度 やや狭い ・中学グランドと一体配置
仮設校舎使用の有無	△ ・仮設校舎使用 有	○ ・仮設校舎使用 無
給食関係車両の動線	・車両用入口より接続	・東門より接続
地域に開かれた学校(地域開放性)	△ ・体育館と来客Pの距離100m ・地域開放部分に専用玄関を設け、非開放部分と明確に区分	△ ・施設建物とグランドの間に遊歩道を設け来客Pより接続 ・地域開放部分に専用玄関を設け、非開放部分と明確に区分
費用面における加算額比較	△ ・約2.5億円 (仮設校舎、防球ネット、駐車場整備等)	○ ・約1.5億円 (小学中学グランド造成、防球ネット、道路拡幅整備等)
野外活動センターの活用	△ ・新校舎より野外活動センターへは約130mと離れており、活用には適さない	○ ・新校舎より野外活動センターへは約40mと近接しており、活用が見込まれる

(5)碓井中学校区の移行計画について

中央配置案

東側配置案

	中央配置案		東側配置案	
	1年	2年	1年	2年
既存校舎等 (工事中利用なし) 既存校舎等 (工事中利用有り) 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等 仮設校舎等				
仮設校舎等 仮設校舎等				

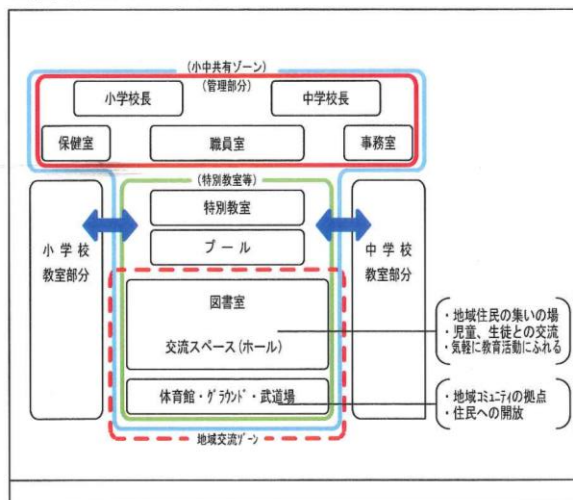
(6)碓井中学校区のゾーニング（案）について

- #### □ 磯井中学校区の配置ゾーニング

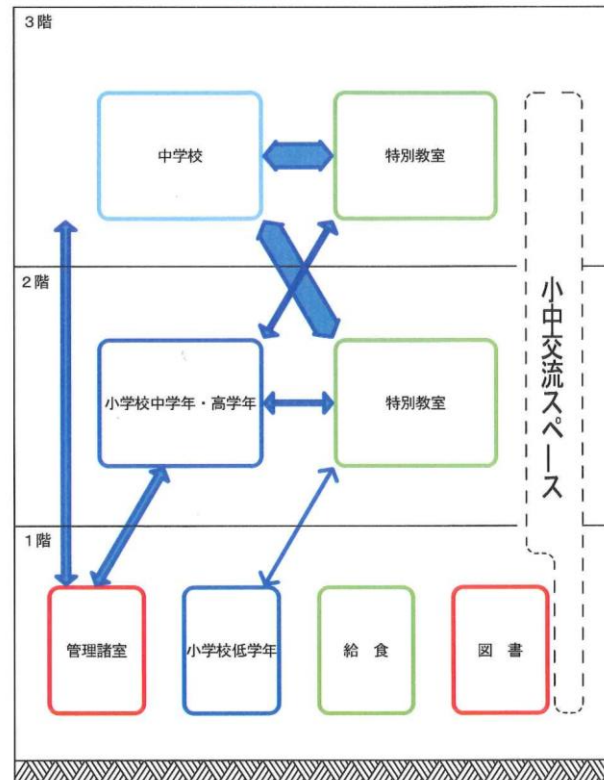
〈配置ゾーニングの考え方〉

- 1 既設正門より昇降口に7' 0"とする。
- 2 車道と歩行者を明確に分離する。
7' 0"車道と来客者車道は、西側より7' 0"とする。
- 3 1・2階は、特別教室、小学校教室、管理諸室を集約する。
3階は、一部特別教室、中学校教室を配置する。
- 4 「地域交流7' 0"」は、地域住民の方々も利用しやすいように、来客駐車側へ設ける。
- 5 地域開放部分と校舎の管理動線を分離する。

□校舎構成のイメージ図



□ 碓井中学校校区の階層の断面イメージ図



□ 碓井中学校区の各階平面イメージ図

〈各階ゾーニングの考え方〉

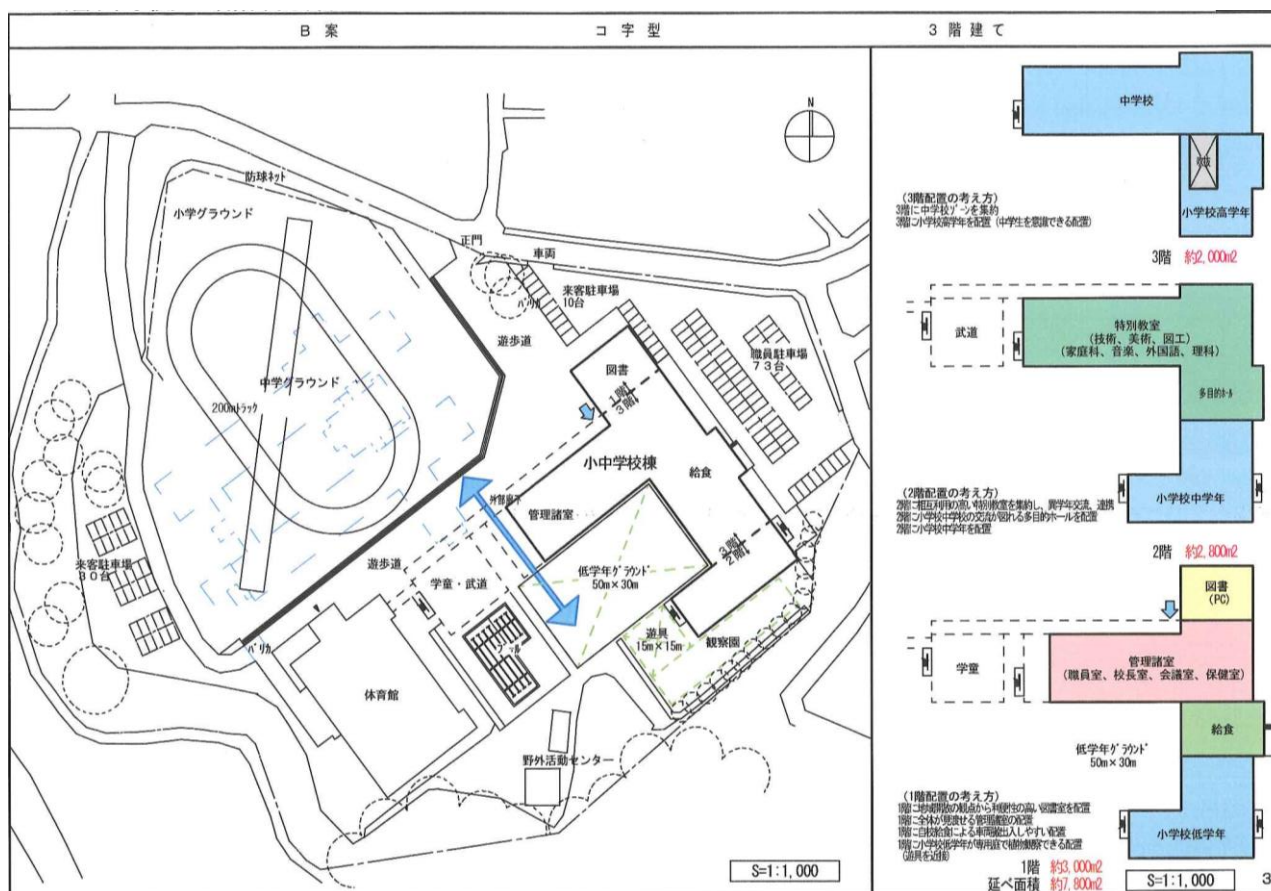
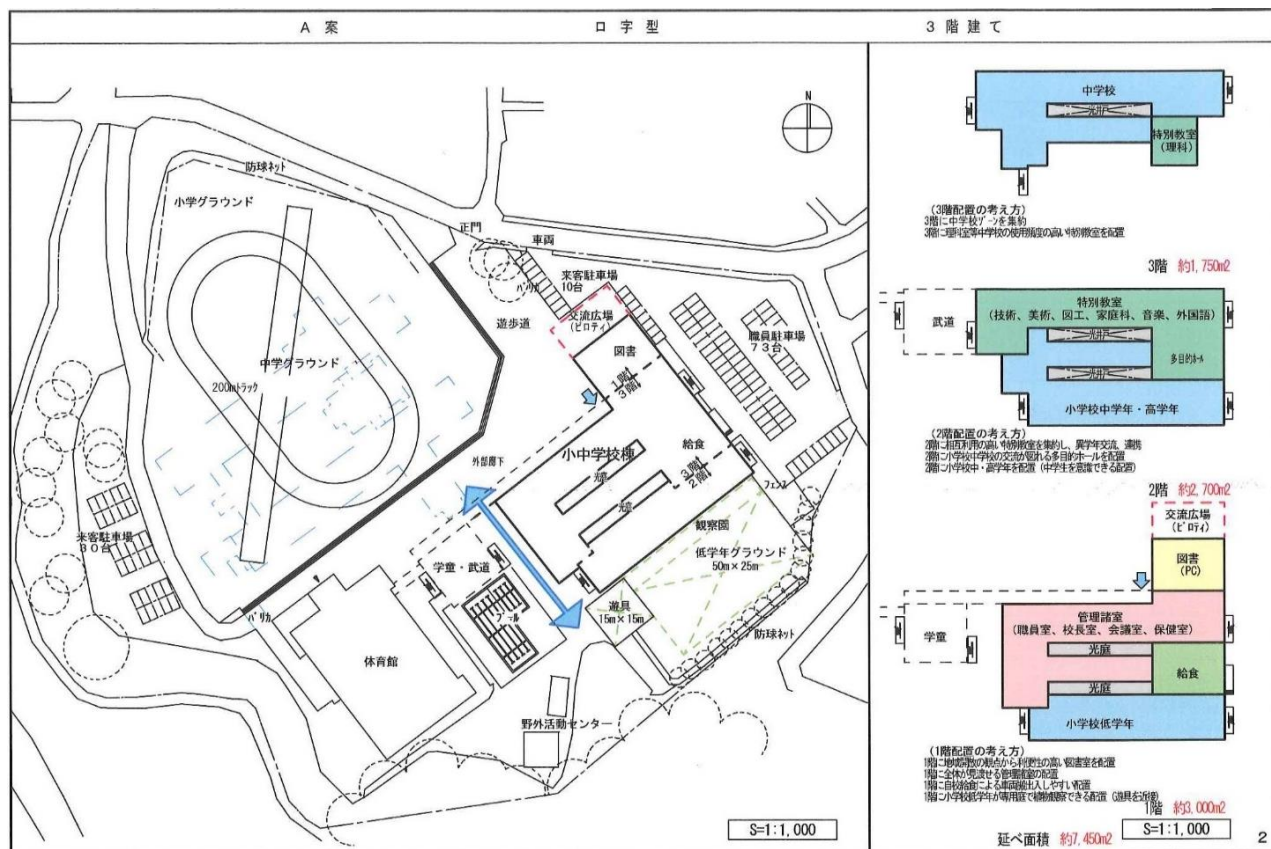
- 1 小学校、中学校が独立性を保ちつつ、学校・地域と協働しやすい構成とする。
- 2 小・中学校の交流、連携のための「交流スペース（ホム）」を小中一体型校舎の中心に配置し、共有可能な指導や特色ある教育活動を推進する。
- 3 小中一体型校舎への移行により、学校間の交流、連携をしやすいようにするため、施設全体をコンパクトに集約し、配置する。

構成する3階平面イメージ図		・理科室等中学校の使用頻度の高い特別教室は一部3階に配置 ・特別教室は小学校・中学校の共有できる配置 ・中学校は小学校との時間数の違いなど運用面、管理面から階層により区分
構成する2階平面イメージ図		・相互利用頻度の高い特別教室を2階に集約し、異学年間の交流、連携を促す配置 ・1又は2階に小・中学校の交流が図れる多目的ホールを配置 ・2階に小学校中学年・高学年を配置し、中学生を意識できる空間 ・外国語等を身近に学べる教室配置
構成する1階平面イメージ図		・地域開放の観点から利便性の高い図書室の配置 ・給食室は自校給食による車両搬出入を考慮し、1階に配置 ・主体的な活動をサポートできるギャラリーを配置 ・管理諸室は全体が見渡せる配置 ・職員室の共有、情報共有できる配置 ・学年会議や各種委員会等の会議室を配置 ・1階に小学校低学年が専用庭で植物観察できる配置

(7) 碓井中学校区の配置計画（案）について

	A 案（ロ字型）	B 案（コ字型）
「コンパクトな施設づくり」	ゾーン分けによる機能的な施設配置とします。	
明確な動線計画	校舎中央に光庭を設置、各ゾーンを区分 低学年がランドへ校舎の西側より接続	校舎中央に低学年がランドを設置、各ゾーンを区分 低学年がランドへ校舎の西側より接続
低学年がランドの配置	校舎南側に配置（50m×25m） 校舎南側に低学年用観察園と遊具スペース（15m×15m）を確保	校舎中央に配置（50m×30m） 校舎南側に低学年用観察園と遊具スペース（15m×15m）を確保
「時代の変化に対応できる施設づくり」	将来の教育内容、方法の変化や児童・生徒数の減少等に対応可能な柔軟性の高い施設とします。	
多様な学習対応の平面計画	2階に特別教室ゾーンを集約（一部3階に分離配置）	2階に特別教室ゾーンを集約
「地域住民の集いの場となる施設づくり」	地域住民が気軽に教育活動にふれられる施設とします。	
立寄りやすい配置計画	交流広場をシンボルに正面のある外観可能（大きな雨避け屋根） 正門近くに図書や地域交流室の配置	正門近くに図書や地域交流室の配置
「地域交流の拠点となる施設づくり」	地域住民が親しみやすい施設とします。学校開放施設として想定している施設（体育館、図書室、武道場）	
地域交流の居場所づくり	交流広場（半屋外）、地域交流室の近接 体育館、武道場、図書室を外部廊下と交流広場で接続	地域交流の居場所となる地域交流室を配置 体育館、武道場、図書室を外部廊下で接続
「安全・安心を守る施設づくり」	災害避難所として機能する施設とします。災害時に救援車両の進入や防災倉庫の設置など	
日常安全性の配置計画	1階に管理諸室を集約 光庭を設け学校全体の視認性を高める 車両進入路2カ所有、来客動線は明確に分離（管理しやすい）	1階に管理諸室を集約 低学年がランドを設け学校全体の視認性を高める 車両進入路2カ所有、来客動線は明確に分離（管理しやすい）
臨時駐車場の配置計画	低学年がランドと職員駐車場を集約、歩車動線分離	低学年がランドと職員駐車場分離、歩車動線交差

(8) 碓井中学校区の各階平面（案）について



(9)協議会開催経過

回数	開催日	主な内容
第1回	平成30年10月16日(火)	○委嘱 ○施設整備の経緯について ○諮問 ○協議内容について
第2回	10月24日(水)	○計画候補地の選定について
第3回	11月7日(水)	○施設配置について
第4回	11月20日(火)	○施設配置について ○空間計画、平面計画について
第5回	12月6日(木)	○空間計画、平面計画について
第6回	12月20日(木)	○空間計画、平面計画について
第7回	平成31年1月9日(水)	○その他基本計画作成に必要な事項について
第8回	2月6日(水)	○答申(案)について
第9回	○月○日(○)	○答申

(10)先進地視察

日時	場所	参加者
平成30年11月28日(水) 午後2時～	飯塚市立小中一貫校 潁田校	末吉委員 高松委員 山口委員 松隈委員 笠原委員

(11)協議会委員名簿

選出範囲	所属	氏名	備考
学識経験者	教育行政経験者	山口 朝光	
保護者の代表	碓井中学校PTA	田中 豊和	
	碓井中学校PTA	北村 晃一	
	碓井小学校PTA	高松 美紀	副会長
	碓井小学校PTA	中村 一宏	
公共団体が推薦する者	下臼井西行政区	末吉 進一	会長
	上臼井行政区	松隈 進	
	青少年育成住民会議碓井支部	永田 秀彦	
学校の代表者	碓井中学校 校長	藤井 隆昭	
	碓井中学校 教務主任	福田 豊彦	
	碓井小学校 教頭	石場 広規	
	碓井小学校 事務職員	笠原 浩司	